このFAQで解決できない事象については、下記へお問い合わせください。

【調査制度、記入方法等、調査全般のお問い合わせ】
令和7年国勢調査コンタクトセンター　※総務省が設置するコールセンターです。
●0570-02-5901（ナビダイヤル）
●03-6628-2258（IP電話等）

【調査書類不足、調査員から市への提出日の変更等】
①まずは担当指導員へ連絡
②0547-36-7132　島田市行政総務課　統計担当

項目	質問	回答	問合せ先
国勢調査の仕組み	国勢調査とは、どういうものですか。	国勢調査は、統計法という法律に基づき、行政の基礎となる日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、国内に住んでいる全ての人・世帯を対象に実施する、国の最も重要な統計調査です。 調査した結果は、福祉施策や生活環境整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせない様々な施策の計画策定などに利用されています。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901（ナビダイヤル） ●03-6628-2258（IP電話等）
国勢調査の仕組み	国勢調査は、何のために行うのですか。	国勢調査は、日本国内の人口及び世帯の実態を明らかにし、国や地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する、国の最も重要な統計調査です。 国や地方公共団体で将来計画を立てたり、各種行政施策を行うためには、人口・世帯の実態がどうなっているかということが最も基礎となります。このため、大正９年以来５年ごとに実施しており、令和７年国勢調査はその22回目になります。我が国にふだん住んでいる（３か月以上住んでいるか又は住むことになっている）人すべてが調査の対象です。	
国勢調査の仕組み	国勢調査はなぜ５年に一度行う必要があるのですか。	我が国は、社会経済の変化が激しい時代の中にあって、国内の人口・世帯の構造も大きく変化しています。 国や地方公共団体の様々な計画の策定や施策の立案・実施を的確に行うためには、利用する統計と実態が乖離しないよう、できるだけ短い間隔で調査を行う必要があります。 一方で、あまり短い間隔で国勢調査を実施することは世帯の負担や経費の負担が大きくなることから、統計法という法律に国勢調査を５年ごとに実施することが規定されています。	
国勢調査の仕組み	国勢調査に回答した内容は、税金の徴収や犯罪捜査など、統計以外の目的で利用されることはありますか。	国勢調査の回答を統計以外の目的に利用することは、統計法という法律によって固く禁じられており、統計以外の目的に利用することはありませんので、ご安心ください。	
国勢調査の仕組み	国勢調査は、どのように行うのですか。	９月20日から調査員が調査書類一式を配布いたします。インターネットで回答を希望する場合は10月８日（水）までの間にお願いします。 また、郵送又は調査員へ提出を希望する場合は10月１日（水）～10月８日（水）までの間にお願いします。	
国勢調査の仕組み	国勢調査には、どうしても答えなければならないのですか。	国勢調査は行政の基礎となる人口・世帯の実態を明らかにする国の最も重要な統計調査です。 統計法という法律で回答義務が定められています。是非御理解いただき回答をお願いいたします。 また、ご回答いただいた内容は、統計法によって、厳重に保護されますので、どうぞ安心して御回答ください。	

項目	質問	回答	問合せ先
国勢調査の仕組み	忙しくて調査にかかわっていられないのですが。	調査票の回答には、そうお手間をとらせないと思います。インターネットによる回答であれば、24時間いつでも回答できますし、紙の調査票は郵送による提出もできますので、御都合にあわせて御利用ください。 様々な事情のため、調査票に記入できない場合は、こちらで回答内容を伺って、代わりにインターネットで回答することも可能です。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
国勢調査の仕組み	回答したくない項目があるのですが、記入しなくてもよいのですか。	国勢調査は行政の基礎となる人口・世帯の実態を明らかにする国の最も重要な統計調査です。 統計法という法律で回答義務が定められています。御理解いただき全ての項目に回答をお願いいたします。 また、ご回答いただいた内容は、統計法によって、厳重に保護されますので、どうぞ安心して御回答ください。	
国勢調査の仕組み	回答期限の10月８日を過ぎてしまいました。回答しなくていいですか。	10月８日を過ぎても必ず回答してください。 インターネット回答も延長しています。	
国勢調査の仕組み	調査員が近隣の者から聞き取って調査することがあるのですか。	何度訪問しても、不在等で調査員が世帯と会えない場合については、近隣の住民等から「世帯の種類」、「世帯員の数」、「住宅の建て方」、「氏名」及び「男女の別」の５項目をお尋ねして、調査員が調査票を作成することとしております。	
調査の対象と場所	どうしてうちが国勢調査に選定されたのですか。	国勢調査は、国内に住んでいる全ての人・世帯が対象です。一部の世帯のみが対象というわけではありません。 調査の結果は、福祉施設や生活環境整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせない様々な施策の計画策定などに利用されておりますので、是非御回答をお願いします。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
調査の対象と場所	現在この市区町村に住んでいますが、住民票を移していない場合、調査はどこで行うのですか。	国勢調査は、住民票などの届出場所に関係なく、10月１日現在、ふだん住んでいる場所で調査を行うことになっています。 具体的には、すでに３か月以上住んでいるか、３か月以上住むことになっている場所で、調査を行います。	
調査の対象と場所	・外国人も調査の対象となりますか。 ・日本人ではありませんが調査の対象となりますか。	国籍に関係なく、10月１日現在すでに日本に３か月以上住んでいるか又は住むことになっていれば、調査の対象となります。	
調査の対象と場所	海外に出張している人は調査の対象となるのですか。	10月１日現在、自宅を離れて３か月以上になるか、３か月以上になることが明らかな場合は、調査の対象とはなりません。	
調査の対象と場所	日本人ではありませんが、現在日本に住んでいます。10月１日の前後に２か月ほど本国に戻る場合、調査の対象となるのですか。	ふだん日本で生活している人であって、日本を離れる期間が３か月以内であれば、調査の対象となります。	
調査の対象と場所	３か月以上日本を離れている船舶の乗組員は、調査の対象となるのですか。	日本に自宅のある船舶乗組員は、船に乗り組んでいる期間に関係なく、調査対象となりますので、自宅で調査します。 なお、日本に自宅のない船舶乗組員は、10月１日現在、日本の港に停泊している日本船舶に乗り組んでいる者及び10月1日から５日以内に日本の港に入港した日本船舶に乗り組んでいる者のみを、その船舶で調査します。	
調査の対象と場所	家の建て替えのため別の場所で寝泊まりしているが、家ができあがりしだい元の所に帰ることになっている場合は、どこで調査するか。	10月１日現在、仮住まいしている所で調査します。	

項目	質問	回答	問合せ先
調査の対象と場所	学生寮や下宿屋に住んでいる学生が、調査日（10月１日）に実家に帰省している場合、どこで調査するのですか。	学生寮や下宿屋に住んでいる学生・生徒は居住期間に関係なく、その学生寮や下宿屋で調査することとなります。 この質問の場合、学生寮や下宿屋を引き払っていなければ、帰省している期間にかかわらず、学生寮や下宿屋で調査します。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
調査の対象と場所	「ふだん住んでいる人」とはどのように判断すればよいですか。	「ふだん住んでいる人」とは、住民票などの届出に関係なく10月1日現在、世帯に『すでに3か月以上住んでいる人』もしくは『まだ3か月にならないが3か月以上にわたって住むことになっている人』をいいます。 詳しくは、調査員の調査しごとP1、調査の手引P8～9を参照してください。調査対象のとらえ方については、14ページにも一覧がありますので、そちらもご参照ください。	
調査の対象と場所	生まれたばかりの子ども（新生児）は、どこで調査するのですか。（生まれた病院で調査するのですか。自宅で調査するのですか。）	病院を退院していない新生児は、母親が調査される場所で調査します。 例えば、母親が退院して自宅に戻っている場合、新生児は母親の住居で調査します。一方、母親が病院に3か月以上入院している場合には、母親は病院で調査することになりますので、新生児は病院で調査することになります。	
調査の対象と場所	「サービス付高齢者向け住宅」は、棟ごとにまとめて一つの世帯として調査するのか。	高齢者住まい法に基づく「サービス付高齢者向け住宅」は、「一般世帯」とし、各戸ごとに一つの世帯として調査します。 なお、老人福祉法に基づき、有料老人ホームの基準を満たし、都道府県知事に対して必要事項の届出をしている介護型の「サービス付高齢者向け住宅」は、社会福祉施設に準じる施設とみなして、棟ごとにまとめて一つの世帯として調査します。	
調査の対象と場所	住居不定者については、調査をする必要があるのですか。	受け持ちの調査区内に住所不定者がいた場合については、調査員では調査しませんので、市にご連絡ください。	
調査の対象と場所	小学校やスーパーマーケットなどの守衛や店員などにも居住確認を取ることが必要なのですか。	外観から見て居住実態が伴う場合については、居住の確認を行ってください。	
調査の対象と場所	仕事で出張することになったのですが、出張期間がはっきりと決まっていません。どこで調査するのですか。	自宅を離れて３か月以内に自宅に戻るかどうかはっきりしない場合は、自宅で調査します。	
回答の方法	インターネット回答するためのログインIDやアクセスキー（パスワード）はどのように受け取るのか。何か通知が届くのか。	９月30日(火)までに調査員が世帯を訪問し、調査書類を配布します。調査員がお配りする封筒の中に『インターネット回答依頼書』が同封されており、そこにログインIDやアクセスキーが記載されています。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
回答の方法	インターネットで回答する利点について教えてください。	調査回答期間中は、24時間いつでもパソコン、スマートフォンから回答をすることができます。 インターネット回答によるデータの送受信は、安全な通信を行うために暗号化通信を行っており、他の人に内容を見られること無く、システムに直接回答が送信されます。	
回答の方法	他の人から代理でインターネット回答をするよう頼まれたのですが、行ってもいいですか。	『インターネット回答依頼書』が配られた世帯で、その世帯の方の依頼や承諾があれば、代わりに回答していただくことはかまいません。ただし、他の方に配られた『インターネット回答依頼書』を使用して、ご自身の内容を回答することがないようご注意をお願いいたします。	
回答の方法	インターネット回答では、何名まで回答できますか。	一つの世帯で最大19名までの世帯員を回答できます。 なお、19名を超える場合は、申し訳ございませんが、紙の調査票での回答となりますので、調査票が不足する場合には、市区町村にご連絡をお願いします。 ※施設等世帯用の場合は999名、視覚障がい者用の場合は９名まで回答可能。	

項目	質問	回答	問合せ先
回答の方法	施設等世帯なのですが、施設用の回答画面が表示されません。	市区町村から折り返しご連絡いさせていただきますので、『インターネット回答依頼書』に記載されている「市区町村コード」、「調査区番号」、「世帯番号」と、施設名、住所、氏名、連絡先を教えていただけますでしょうか。	0547-36-7132 島田市行政総務課　統計担当
回答の方法	音声対応電子調査票を使用して回答したいがどうしたらよいか。	市区町村から折り返しご連絡させていただきますので、恐れ入りますが、氏名、住所、連絡先を教えていただけますでしょうか。	
回答の方法	郵送提出の締め切りはいつですか。	**◆10月８日(水)より前の場合** 郵送で提出する場合には、10月１日から10月８日までの間に調査票を『郵送提出用封筒』に入れて最寄りの郵便ポストに投函するようお願いします。 **◆10月９日(木)以降の場合** 当初の提出期限は過ぎておりますが、まだ受け付けておりますので、調査票を『郵送提出用封筒』に入れて、お早めに最寄りの郵便ポストに投函するようお願いします。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
回答の方法	気がついたら、調査票の受付期間が過ぎていました。もう提出しなくてもよいですか。	受付は可能ですので、ご提出をお願いします。	
回答の方法	インターネット回答期間はいつまでか。	**◆10月８日（水）より前の場合** 10月８日（水）の23:59まで回答、修正できます。 **◆10月９日（木）以降の場合** 現在、インターネット回答期間を延長しています。 回答がお済みでない場合や回答の修正が必要な場合は、お早めに回答、修正いただきますようお願いします。	
回答の方法	（10月９日（木）以降） インターネットでの回答期限が過ぎてしまったが、調査票での回答が面倒なため、どうしてもインターネットで回答したい。	あなたのログインＩＤとアクセスキーが記載された『インターネット回答依頼書』はお持ちですか。 ◆『インターネット回答依頼書』をお持ちの世帯 回答期限が過ぎておりますが、まだ受け付けておりますので、お早めにご回答ください。 なお、回答の確認のため、調査員がおうかがいしたり、『調査票の提出のお願い』が配布される場合がございますので、ご容赦ください。 ◆『インターネット回答依頼書』を紛失した（捨てた）世帯 申し訳ございませんが、セキュリティ確保のため再発行することができません。 お手数をおかけしますが、紙の調査票でご回答いただきますようお願いいたします。	
回答の方法	調査票はすでに配られたのですが、10月１日まで記入しないほうがいいのですか。	10月１日現在の状況を記入いただければ、10月１日以前であっても結構です。 万が一、10月１日までの間に回答内容に変更があれば、インターネットで回答いただいた場合は、インターネット上で修正をお願いいたします。 紙の調査票の場合は、再度ご連絡いただき、新しい紙の調査票を配布しますので、そちらに記入をお願いいたします。	
回答の方法	10月１日以降しばらく不在（留守）にするので、調査員の方が訪問されても調査票を提出することができません。どうすればいいですか。	９月30日までにインターネットによりご回答いただくか、郵送提出いただけますでしょうか。 調査票を提出した後、10月１日までに世帯員の異動や調査票の記入内容に変更があった場合には、お手数をおかけしますが、(市区町村に)その内容を連絡いただくようお願いいたします。	

項目	質問	回答	問合せ先
回答の方法	郵送提出の際、調査票以外に『調査票の記入のしかた』なども返さなければならないのですか。	郵送用の封筒には調査票のみを入れて投函してください。 『調査票の記入のしかた』など調査票の以外のものは返す必要はありません。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
回答の方法	ボールペンで記入してもよいのですか。	調査票への記入は、黒い鉛筆またはシャープペンシルでお願いします。ボールペンや万年筆は黒色でも使用しないでください。 鉛筆がない場合には、調査員にお伝えください。	
回答の方法	高齢なので、調査票の文字が小さく見づらいので、書くことができません。	調査票の文字を大きくした「拡大文字調査票」を用意しています。市区町村に、その旨を連絡いただければ、調査員がお届けに伺います。 また、様々な事情のため、調査票に記入できない場合は、こちらで回答内容を伺って、代わりにインターネットで回答することも可能です。	